

全国一斉 新型コロナウイルス感染症

電話相談

生活相談ホットライン

コロナの影響でローンの返済が難しい

コロナ拡大でGOTO中止!キャンセル料を払わないといけないの?

生活に不安があるけど、何か支援が受けられるかな?



緊急事態宣言で営業時間短縮。暮らしていけない

新型コロナウイルスの影響で生じた様々な問題について、生活困窮・消費者問題・災害支援を専門とする弁護士が 無料で ご相談に応じます!

日時 2月25日(木) 午前10時～午後5時

ご相談の方法

2月25日(木)当日に、下記の電話番号にお電話ください。ご予約不要です。

☎0120-254-994

【主催】日本弁護士連合会・旭川弁護士会

当ホットラインは、日本弁護士連合会災害復興支援委員会・貧困問題対策本部・消費者問題対策委員会の合同企画です。

【お問い合わせ】

旭川弁護士会 〒070-0901 旭川市花咲町4丁目

電話：0166-51-9527

HP：<http://hyohuben.or.jp/>